

## 令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：聖籠町

### 1. 全職員に係る情報

| 職員区分              | 男女の給与の差異<br>(男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|-------------------|---------------------------------|
| 任期の定めのない常勤職員      | 91.2%                           |
| 任期の定めのない常勤職員以外の職員 | 72.5%                           |
| 全職員               | 64.6%                           |

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

| 役職段階        | 男女の給与の差異<br>(男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|-------------|---------------------------------|
| 本庁部局長・次長相当職 | -                               |
| 本庁課長相当職     | 90.5%                           |
| 本庁課長補佐相当職   | 99.2%                           |
| 本庁係長相当職     | 99.8%                           |

#### (2) 勤続年数別

| 勤続年数   | 男女の給与の差異<br>(男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|--------|---------------------------------|
| 36年以上  | -                               |
| 31～35年 | 81.7%                           |
| 26～30年 | 93.4%                           |
| 21～25年 | 84.0%                           |
| 16～20年 | 103.9%                          |
| 11～15年 | 93.6%                           |
| 6～10年  | 103.8%                          |
| 1～5年   | 83.6%                           |

#### 【説明欄】

- 「任期の定めのない常勤職員」に係る情報について
  - ・扶養手当は、世帯主である男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は85.7%となっている。
  - ・勤続年数別の情報において、勤続36年以上の区分には女性の職員がいないため、記載なし。
- 「任期の定めのない常勤職員以外の職員」に係る情報について
  - ・勤務期間10日程度のごく短期間の勤務実績の職員や、1日の勤務時間が4時間程度の職員を含んでいるが、職員数の換算等の調整を行うことなく算出している。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。